

# スミフルバナナと 労働者の問題

アジア太平洋資料センター(PARC)

事務局長・理事

田中 滋

特定非営利活動法人 アジア太平洋資料センター(PARC)

〒101-0063東京都千代田区神田淡路町1-7-11

TEL:03-5209-3455 / office@parc-jp.org

# 今日の話の対象企業



設立: 2016年2月1日  
代表者: 代表取締役社長 伊藤順次  
資本金: 3億円  
売上高: 452億円(2016年3月期)

本社: 〒151-0071 東京都渋谷区本町3-12-1  
住友不動産西新宿ビル6号館17階

<https://www.sumifru.co.jp/>

(旧称: 住商フルーツ)

# バナナの三大ブランド



ドール



スミフル



ユニフルーティ  
(チキータ)

- 三社で日本に入るバナナのほとんどを占める
- ドール・スミフルが均衡、ユニフルーティはやや少ない
- 2020年4月だけで三社で約5万トン(約7500万袋)を輸入

# 三大ブランドの資本関係

- Dole Asiaは2012年から伊藤忠商事の100%子会社
- Sumifruは2019年半ばまで住友商事が49%を保有
  - 現在は売却され、約95%をモーリシャスのペーパーカンパニーが保有している
    - おそらくは社長の資産運用会社
  - 残りは日本のファーマインド社が保有。今後のビジネスパートナーとして関係してくることがささやかれている
- Unifruttiはイタリア・中東の資産家が保有
  - 悪名高い時代からは一応経営層を一新

# 悪名高いバナナ産業

- 1980年代から日本でも問題が指摘される
  - 『バナナと日本人ーフィリピン農園と食卓のあいだ』鶴見良行（岩波新書/1982）
- 1990年代、2000年代も同様に
  - 児童労働（フィリピンにてドールなど）
  - 禁止農薬の利用（フィリピン、コスタリカにてドールなど）
  - テロ組織への資金供与（コロンビアにて主にチキータなど）
- ファストファッション（GAP、ナイキなど）と同様に何十年も生産地での問題が指摘されてきた産業の一つ

# アジア太平洋資料センターとバナナ調査

- 1970年代の鶴見良行らの調査
- 1980年にスライド教材『人を喰うバナナ』発行  
→バナナの倫理的貿易を目指す国民運動へ
- 2017年に再度バナナ産地の調査を開始
- ミンダナオ島ダバオ周辺、南コタバト州、コンポステラ・バレー州などの農園を訪問し調査を実施
- フィリピンから人権弁護士、環境活動家、労働組合代表らを招聘
- その中でスミフル社の現地での問題点をいくつも発見する
  - 農薬利用の問題、土地取得に関する問題、契約農家との問題、労働者との問題

# 農薬に関する問題

- スミフル管理農園の付近で住民が、めまい、皮膚の炎症、視力の低下・失明、肝機能障害、家畜の不自然死などを訴える
- スミフル社は関係性を否定するものの、実際にスミフル社運用の小型飛行機に農薬を浴びせられている住民は少なくない



# まかれている農薬の例①

- クロルピリフォス：有機リン酸系殺虫剤。失明の要因になったり、経口摂取による急性毒性で悪心、嘔吐、めまい、瞳孔収縮、筋けいれん、息苦しさを、意識喪失も。欧米では一時使用禁止
- アゾキシストロビン：防カビに使われる殺菌剤。ラットの実験では経口摂取で下痢・尿失禁、経費接種で投与部位に剥離・痂皮・紅斑・浮腫

## まかれている農薬の例②

- ・クロチアニジン、イミダクロプリド：ネオニコチノイド系農薬。ヨーロッパでは原則として使用禁止。植物に浸透して残る種類の農薬のため、少量の使用でも葉、花粉、果肉に残留しやすい。

花粉に残留するため、ミツバチなどの受粉昆虫が巣に持ち帰り、コロニーが壊滅する事例が多数報告されている。

国際自然保護連盟（IUCN）に助言するタスクフォース副委員長ジャン・マルク・ボンマタン氏は「総じて、ネオニコを用いた地球規模の実験は、害虫防除の明らかな失敗例である」と語る

人体には倦怠感、中枢神経異常、循環器異常など多様な障害が中毒症状として国内外で報告されている

急性中毒による死亡事例も世界的に10例以上報告されている

# 周辺農地から、バナナ農園内と同じ農薬が検出される

- 2018年の調査では農薬を使っていないはずの農地の土から、バナナ農園内と同じ農薬が検出された
- 農薬が飛散していることを示す

- 農薬に関して詳しい報告はPARCウェブサイトにて報告書をダウンロードしてください

「バナナが降らせるフィリピン『毒の雨』」

[http://www.parc-jp.org/kenkyuu/2019/banana\\_poison\\_rain2020.pdf](http://www.parc-jp.org/kenkyuu/2019/banana_poison_rain2020.pdf)

高速液体クロマトグラフ質量分析計を用いた131成分分析の結果

No.	試料名	検出農薬名	検出値
414-01	土壌 1	<u>クロチアニジン</u>	0.0008
		イミダクロプリド	0.001
		<u>ボスカリド</u>	0.048
		<u>エボキシコナゾール</u>	0.049
		アゾキシストロピン	0.0005
		ピラクロストロピン	0.0007
		<u>スピロキサミン</u>	0.003
414-02	土壌 2	<u>クロチアニジン</u>	0.0007
		<u>ボスカリド</u>	0.005
		<u>エボキシコナゾール</u>	0.011
		<u>スピロキサミン</u>	0.0143
414-03	土壌 3	ボスカリド	0.084
		エボキシコナゾール	0.115
		ピラクロストロピン	0.0045
		スピロキサミン	0.026

# 契約農家との問題

契約書を見ると...

- 25年契約、自動更新
- 契約を解除する権利は会社側にしかない
- バナナの買い取り価格は25年間据え置き、変更権限は会社側にしかない
- バナナ生産に必要なものはすべて会社から言い値で買わなければならない(肥料、農薬、苗、備品など)
- バナナの生産品質に問題があれば、会社は農地を接收し、管理権限を奪うことができる
- 管理権限を奪ったうえで、それでも生産にかかった経費は農家にすべて請求される
- 代理人との交渉を認めない＝弁護士を認めない

# 契約農家のバナナ買い取り価格は？

- ある契約農家は月に約16000kgを生産
- 売り上げは178,504ペソ  
≒1kgあたり11ペソ  
(約23円)
- しかし、経費を控除した最終入金額は43,862ペソ  
≒1kgあたり2.7ペソ  
(約5.7円)
- バナナ1袋は600-800gなので1袋あたり4円程度

**Sumifru**  
Sumifru (Philippines) Corporation  
Km 20, Buhisan, Tibungao, Davao City, Philippines

STATEMENT OF ACCOUNTS

**I. SALES PROCEEDS**

Class A							
Date	Box Type	Kilos	Price	Forex	Amount	To Date Boxes	
06/17/2015	RH-A-LL	4,221.10	0.2489	45.0390	47,317.26		
06/17/2015	SH-A-LL	40.80	0.1711	45.0390	314.43		
06/24/2015	RH-A-LL	4,121.85	0.2489	45.0110	46,175.85		
06/24/2015	SH-A-LL	32.85	0.1711	45.0110	253.01		
07/01/2015	RH-A-LL	3,474.70	0.2489	45.1420	39,039.30		
07/01/2015	SH-A-LL	30.55	0.1711	45.1420	235.98		
07/08/2015	RH-A-LL	3,960.00	0.2489	45.0760	44,426.84		
07/08/2015	SH-A-LL	27.85	0.1711	45.0760	214.81		
<b>Total Proceeds</b>					<b>177,977.48</b>	<b>1,362.96</b>	<b>0.00</b>

Class B							
Date	Box Type	Kilos	Price	Forex	Amount	To Date Boxes	
06/17/2015	RH-B-LL	102.35	0.0000	45.0390	160.42		
06/24/2015	RH-B-LL	99.00	0.0000	45.0110	155.07		
07/01/2015	RH-B-LL	101.55	0.0000	45.1420	159.53		
07/08/2015	RH-B-LL	33.40	0.0000	45.0760	52.39		
<b>Total Proceeds</b>					<b>527.41</b>	<b>28.68</b>	

<b>Total Sales Proceeds</b>					<b>178,504.89</b>		
-----------------------------	--	--	--	--	-------------------	--	--

NET SALES AFTER PAYMENT OF ACCOUNTS			
Less	Withholding tax, 1%		(1,785.05)
	Personal accounts/loans		
	<b>Description</b>	<b>Amount</b>	
	\$0.65 Manufacturing Cost - Osm.	34,519.28	(34,519.28)
	Reserve Fund	5,886.59	(5,886.59)
<b>NET PROCEEDS FOR THE PERIOD</b>			<b>43,862.09</b>

# 出荷作業場の労働者が訴える問題

- 一日12時間から15時間拘束される  
朝6時までに出勤、帰りは午後7時や8時など
- ほとんど立ち仕事
- 刃物を扱う現場も多いが、防具はちゃんと支給されない
- 薬品を扱う現場も多いが、防具はちゃんと支給されない
- 給与は最低賃金しか支払われない
- 産休・有休などの休暇が取れない
- 雇用契約書が渡されない⇒雇用条件が示されない

# 使われている薬品の例

- フルアジナム水和剤  
通称「オメガ」
  - 「本剤は皮膚感作性を有するため、皮膚かぶれ等を生じることがある」
  - 「高温、多湿時の長期間の散布および作業はさけてください」
  - 「散布後の入園はできる限り期間をおいてください。特に摘果、袋かけのような作業を行う果樹では少なくとも7～10日間の期間をあけてください」

## 安全使用上の注意事項

- 1) 本剤は皮膚感作性を有するため、皮膚かぶれ等を生じることがあるので、以下の点に注意してください。
    - ・かぶれやすい体質の人および本剤または他剤においてかぶれた経験のある人は作業に従事しないようにし、施用した作物等との接触はさけてください。
    - ・薬液調製時および散布等の作業の際は帽子、保護メガネ、防護マスク、不浸透性手袋、不浸透性防除衣、ゴム長靴などを着用するとともに保護クリームを使用してください。
    - ・降雨時または樹木が濡れている場合には作業を行わないでください。
    - ・剪定、施肥、摘果、除草、袋かけなどの管理作業をすませてから散布してください。
    - ・散布後の入園はできる限り期間をおいてください。特に摘果、袋かけのような作業を行う果樹では少なくとも7～10日間の期間をあけてください。
    - ・散布後の入園の際も、帽子、保護メガネ、農業用マスク、手袋、長ズボン・長袖の作業衣などを着用するとともに保護クリームを使用してください。
    - ・散布等の作業後および摘果等のため散布後入園し作業した後は直ちに身体を洗い流し、洗眼・うがいをするとともに衣服を交換してください。
    - ・作業時に着用していた衣服等は他のものとは分けて洗濯してください。
    - ・施設内では使用しないでください。
    - ・高温、多湿時の長期間の散布および作業はさけてください。
  - 2) 蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないようにしてください。
  - 3) 粉末は眼に対して強い刺激性があるので、眼に入らないように注意してください。眼に入った場合は、直ちに十分水洗し、眼科医の手当を受けてください。
  - 4) 本剤は皮膚に対して刺激性があるので、皮膚に付着しないように注意してください。皮膚に付着した場合には、直ちに石けんでよく洗い落してください。
- 魚毒性等… 水産動植物(魚類)に強い影響を及ぼすおそれがあるので、河川、湖沼および海域等に飛散、流入しないよう注意して使用してください。
- ・養殖池周辺での使用はしないでください。
  - ・水産動植物(甲殻類)に影響を及ぼすおそれがあるので、河川、養殖池等に飛散、流入しないよう注意して使用してください。
  - ・使用残りの薬液が生じないように調製を行い、使いきってください。
- 散布器具および容器の洗浄水は、河川等に流さないでください。  
また、空容器、空袋等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理してください。
- 保管……… 密栓し、直射日光を避け、食品と区別して冷涼な所に保管してください。



# 最大の問題は「偽装請負」(疑惑)

- 労働者の一部は12年以上も非正規派遣労働者
  - 文句を言えば「クビにする」と脅される
    - 他のあらゆる問題解決のための直訴ができない労働環境
  - フィリピン労働法でも違法行為
  - 企業の言い分は「派遣労働」→「請負労働」
  - 労働者らは2008年に当局へ提訴
- 労基署、控訴審に続き、2017年6月の最高裁判決までも労使関係を認める
- 正規雇用への転換が指示される
  - 2018年5月末にはスミフルが偽装請負のひどい最悪企業20社として政府から名指しで非難される
  - それでも労働者は正規雇用されない

# 2018年10月31日18:00ごろ...

- 労働組合の組合員Danny Boy Bautista (31)さんが所属不明の男2名に銃撃され、即死
- 企業側は一切の関与を否定

# 相次ぐ労働者に対する人権侵害

- 11月11日にはJerry Alicanteさんが所属不明の男2名に銃撃されるも幸い一命を取り留める
- その他少なくとも2名の労働者が所属不明の男に襲撃される事案が発生
- Danny以外にも多くの労働者が恐喝されたことを証言
- ストライキをする労働者の家族の下を武装した兵隊が訪問し「(当該労働者が)組合を辞めなければひどい目にあう」と脅されることも

# 組合代表宅は二度放火される







PRC



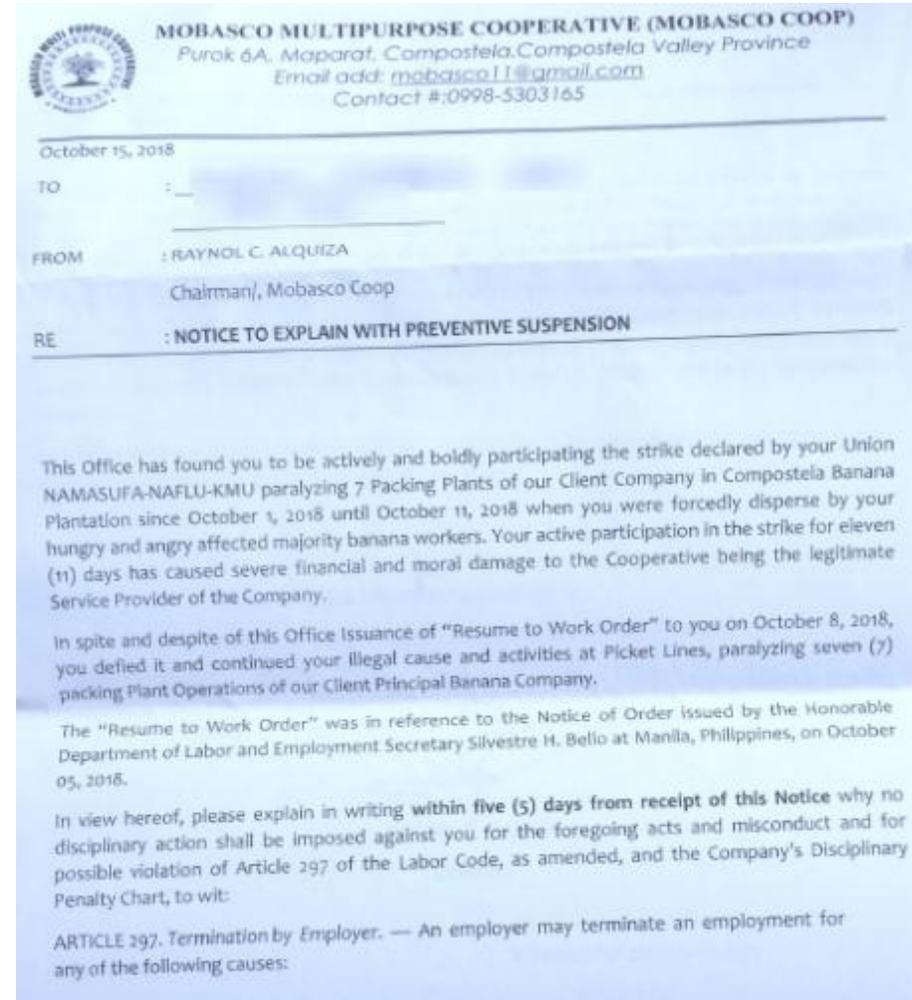


PRC



# ストライキに参加する労働者は 全員解雇

- ストライキに参加し、営業妨害を行なったという事由で解雇する旨を記した通知が10月15日前後に届く
- スト参加者749名が一斉に解雇される



# フィリピン当局は解雇を 不当解雇と断定

- 2019年1月30日：国家労使関係委員会報告書にて解雇が不当であることが報告される
- 3月25日：国家労使関係委員会会合にて調査報告書への異議を検証したうえで、それでも解雇が不当であることを追認
- 5月25日：報告書内容について双方の異議を十分に検証したとして確定事項とする

# それでも解雇が取り消されない...

- 7月29日：フィリピン労働雇用省は行政指導をスミフル・フィリピン社に対して送付し、不当解雇された労働者らの早期復職を命じる
- 7月31日：スミフル・フィリピンは労働雇用省裁定及び行政指導について控訴裁判所へ提訴するも労働者らや労働雇用省へはその通達をしなかった
- 8月6日：労働者らは復職を宣言し、労働雇用省執行官と共にそれぞれの職場へ参集するも、スミフル側は復職を拒み、復職は実現せず
- 8月15日：控訴裁判所は審議を行なう旨の通達と共に行政指導の一時差し止め命令を発行。関係者はそれを受けてポジションペーパーをそれぞれ提出
- 10月14日：控訴裁判所は控訴裁判において判決が出るまで行政指導の差し止めを無期限のものとする

**控訴審の判決はどうか？**